

北小岩一丁目東部地区

No.55

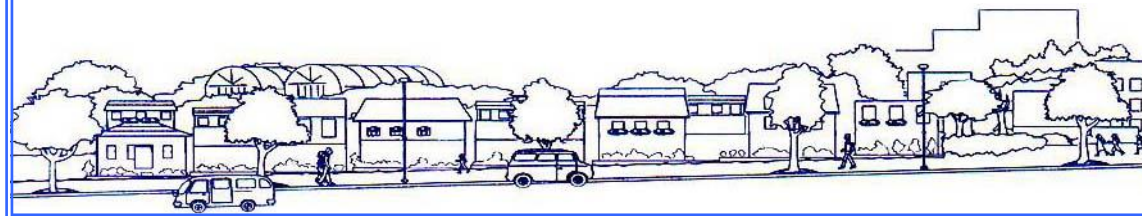
2009/10/9

江戸川区土木部

沿川まちづくり課

推進第一係

TEL 5662-6735



～第6回 まちづくり懇談会のご案内～

当地区の建物を再建するときの基本的なルールは他地区と比べて
どうなのかを皆さまと一緒に検証してみます。

日頃より区政にご理解とご協力いただき、誠にありがとうございます。

今回の懇談会では、前回に引き続き、まちづくりルール（地区計画）についてお話し合いを進めていく上で、まずは、建物を再建するときの基本的なルールについて、検討していきたいと考えています。

建物を建築するうえでの基本的なルールは、土地区画整理事業等の機会に合わせて、より地域にあったルールに見直すことができます。今回は、建物を再建するときの基本的なルールについて他地区を参考としながら、皆さまと一緒に検証してみます。

つきましては、下記のとおり、まちづくり懇談会を開催しますのでお忙しいところ大変恐れ入りますが、是非、皆さまお誘い合わせのうえ、お越しくださいますようお願いいたします。

日時 10月18日（日）午前10時より（2時間程度を予定）

※開催時間にご注意ください。

会場 小岩アーバンプラザ 集会室第1・2（2階）

内容

- ・建物を再建するときの基本的なルールの確認
（他地区を事例に皆さまと一緒に検証してみます。）
- ・質疑応答、意見交換 等



※今回の懇談会への参加につきましては、18班地区の権利者の方のみとさせていただきます。ご了承ください。

北小岩一丁目東部土地地区画事業都市計画案 の縦覧を行いました

今後、江戸川区都市計画審議会で審議されます

9月1日から15日（5・6日は除く）まで、北小岩一丁目東部地区土地
区画整理事業の都市計画案の縦覧を行いました。

たくさんの方に来ていただき、ありがとうございました。

また、地区内外の方から「意見書」をいただきました。意見書については、
担当課の都市計画課がとりまとめ江戸川区都市計画審議会に付議するた
めの準備を進めています。

この都市計画案については、皆さまから出されたご意見とともに、「江戸
川区都市計画審議会」において審議されることとなります。

都市計画審議会とは・・・

都市計画審議会とは、都市計画法に基づき、都市計画に関する事項を審
議するため地方公共団体に置かれた附属機関です。

審議会は、区長が委嘱する27人以内の委員により組織されます。委員
は、学識経験者、区議会議員、関係行政機関の職員、区内関係団体の代表
及び公募による区民で構成されています。

都市計画は都市の将来の姿を決定するものであり、区民生活へも大きく
影響を及ぼします。このため、都市計画の決定に際し行政機関だけで判断
するのではなく、審議会の審議を経て決定することとなっています。



<お問い合わせ先>ご意見・ご質問はこちらまで

えんせん

沿川まちづくり課推進第一係

TEL 5662-6735

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所

TEL 5668-5877

※火曜日・木曜日(祝日除く)午前9時～午後4時30分まで

【URL】 http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec_ensen/index.html

